

# ご寄付のお願い ～【ちょボラ】しませんか？～

浜松市社会福祉協議会（略称：市社協）は、あなたの「やさしさ」に支えられています。  
「やさしさ」は誰かの「笑顔」に変わります。【ちょボラ（ちょっとボランティア）】始めてみませんか？

## 金銭のご寄付

寄付金は、子育て・障がい者・高齢者・地域でのボランティア活動支援など、あらゆる地域福祉活動に役立てられます。

POINT!

事業を指定したご寄付も可能です。また、税制上の寄付金控除が受けられます。

- 法人としてご寄付をいただく場合は、全額損金に加算されます。
- 個人としてご寄付をいただく場合は、次のとおり控除が認められています。  
所得税・所得控除か税額控除が選べます

〈所得控除〉税額＝(所得金額－所得控除額)×税率

所得控除額＝寄付金額(年間所得の40%を限度とする額)－2千円

〈税額控除〉税額控除額＝(税額控除対象寄付金額－2千円)×40%

〈個人住民税〉税額控除額＝(寄付金額(年間所得の30%を限度とする額)－2千円)×10%

※この扱いは、確定申告書に記載すれば受けることができます。(本会の発行する領収書が必要となります)

## 物品のご寄付

### 未使用切手・書き損じはがき

郵便局の窓口で新しい切手やはがきなどと交換し、福祉事業に活用されます。



### 使用済み切手

ボランティア団体等に引渡し(収集家等が買取り後)、団体の活動資金として活用されます。

POINT! 5mm～1cm程度残して切り取りましょう。



### アルミ缶

収集業者にて換金後、車いすの購入や市社協の活動資金として役立てます。

POINT!

アルミ缶を洗って、つぶしてください。

またスチール缶のプルタブでもアルミできているものがあります。磁石などを使って調べ、集めましょう。



※各種団体のへの寄付に関することやボランティア活動に関する相談は、市社協までお気軽にお問合せください。

## 社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会

〒432-8035 浜松市中区成子町 140-8 TEL 453-0580

浜松地区センター (中区・東区・南区)	中区成子町 140-8 福祉交流センター内	TEL 453-0553
西地区センター (西区)	西区舞阪町舞阪 2701-9 舞阪協働センター内	TEL 596-1730
北地区センター (北区)	北区細江町気賀 4581 細江介護予防センター内	TEL 527-2941
浜北地区センター (浜北区)	浜北区小林 1272-1 高齢者ふれあい福祉センター内	TEL 586-4499
天竜地区センター (天竜区)	天竜区二俣町二俣 530-18 天竜保健福祉センター内	TEL 926-0322